

地域活性化をもたらす知財活動の紹介

2017年12月22日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

日本を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。高度経済成長期以降、バブル期とその崩壊、情報革命、サブプライム危機、世界的ナショナリズム情勢の台頭等、押し寄せる変化のたびに、日本企業は変革を求められてきています。

働き方改革等もその一環と言えるでしょう。売れる商品を長労働時間で大量に作れば儲けられた時代から、効率よく短時間で高い生産性を実現することで瞬時に成り上がることの出来る時代（人口オーナス期の到来によるもの）となりました。

現在の世界を動かしている企業の多くは、一昔前ではベンチャーと言われた企業であり、そのスピード感は昔の比ではないと考えます。

日本企業においても栄枯盛衰の一面として、老舗と言われる企業や町工場の閉鎖等が続いています。それでも、100年以上の歴史を誇る企業数は、世界的に見ればナンバーワンであり、長寿大国とも相俟って、連綿と紡がれた歴史と伝統のおかげで今があるというのもまた事実です。

それら先人たちから受け継いだ技術や事業の根幹を維持発展させるためには、今や経済活動に欠かせなくなった知的財産を避けて通ることは出来ません。過去の資源を守るとともに、新しい価値を創造していく過程においては、知的財産の誕生、保護、活用は必須のものと言っても過言ではないからです。

以上を鑑み、当事務所は国際総合特許事務所として、地域再生・活性化を実現する上で欠かせない、地域に根差した企業の更なる飛躍を遂げる前提として、知的財産権の重要性を紹介するため本資料を作成した次第です。

2. 地域活性化に向けた取組

東京一極体制により、地方の活性化は政府も謳うところですが、言うは易しで、その実現には、熾烈な日々の奮闘が欠かせません。

しかして、連綿と培われてきた日本の技術力は、海外でもまだまだ十分に通用すると言われていています。そのため、企業規模の大小、所在地の如何を問わず、その視線は日本国内だけでなく、世界に向けることで活路が開けることも有ると考えています。

(1) 経済産業省・特許庁の奨励事例

先ず、省庁の取り組みとして下記を紹介します。

日本全国を対象に、知財を有効利用している企業を経済産業省および特許庁が毎年表彰しています。

受賞企業はまさに津々浦々からと言った感があり、このような表彰を通して、知財の有用性を啓蒙し、それにより産業の発達を促すことが目的とされていると考えられます。

特許庁への出願件数の多寡だけでは測れない企業努力が、受賞内容に垣間見ることができでしょう。

<平成 29 年度 知的財産制度活用優良企業等表彰>

■フォーモストブルーシール株式会社（沖縄：商標活用優良企業）

- ・ブランド価値育成を経営戦略の中心とし、地域に浸透したマークデザインを採用。
- ・アイスと相性の良い県内産素材を活かした商品開発を行い、他社との協業に積極的。
- ・デコレーション体験ができる県内施設を開設し、観光客誘致効果にも繋げている。

■紀州農業協同組合（和歌山：商標活用優良企業）

- ・地域団体商標登録後に対象商品の認定手続き等の使用要領を制定し、トレーサビリティシステムの構築による品質管理の徹底と共に、ブランド構築戦略を実施。
- ・普及取組として、「梅愛隊」による全国での講習会実施や、食育本の発行と全国小学校等への無料配布など、地道な活動を展開。
- ・米どころ自治体とのコラボによる日本食 PR やデザート感覚梅干し商品開発などの新たな切り口による新市場創出への取組。

■株式会社フジコー（福岡：特許活用優良企業）

- ・毎週開催する社内「研究進捗状況報告会」への知財担当者の参加による、アイデアの汲み上げと先行調査結果などのフィードバックを継続実施。
- ・自社の知財事例を用いたオリジナルの知財テキストによる社内知財教育の実施。
- ・自社開発技術を活かした海外への事業進出を見据え、世界各国への積極的な出願戦略。
- ・大学等との連携や特許網構築により、自社得意技術の新規環境事業への展開スタート。

(2) 「共創」というキーワード

近年、コワーキング (co-working)、里山サテライトオフィス、オープンイノベーション、産学官連携、異業種交流会等による「共創」が一つのキーワードになっています。

異業種同士が会うことで、新たなビジネスマッチングのかたちが形成され、実際に取引関係に至るケースも徐々に増えていると言われてしています。

共創は場所を選びません。例えば、自然にあふれた地方に移住して起業される IT 関連の企業なども、通信インフラの充実により、都心の企業や、地域企業との共創が実現できています。

***** 共創の事例紹介 *****

■東洋電機株式会社（愛知）

- ・四国電力子会社の開発した農業向けの栽培環境モニタリングシステムの中核ネットワーク技術をベースに、ライセンス契約に基づき、汎用性のある無線監視システムを再構築し、工場や発電所など多くの顧客へ導入を進めている。

■株式会社ユニオン産業（神奈川）

- ・自社開発した植物由来原料の環境樹脂をベースに、富士通の開放特許を利用した衝撃吸収型梱包材や子育てサイトからのアイデア供出による離乳食用弁当箱等、様々な製品を次々に上市。

■株式会社スナハラ（島根）

- ・酒小売店の廃業等により売上減少傾向にあった酒つまみ卸売業から、本格的な燻製ナッツの製造メーカーに変貌し、4年で売上100倍という偉業を達成。販路確保のために大手百貨店や流通商社との関係を築けたことが成功の出発点であり、燻製器開発に協力した機械メーカーにも自社製品の開発機運が高まるなど、地域相乗効果を生んでいる。

3. 企業の知財活動における留意事項

上記の紹介はほんの一例で、このような共創は想像以上に日常的に頻発しています。

また、内燃機関自動車からEVへのパラダイムシフトなど、資源や環境を配慮した一連の取組の流れは大きなうねりとなり、話題に上らない日はありません。

エンジンが不要となる一方で、IoTなどといった新たな技術の活用を求めて、Google等が自動車業界と業務提携を行っていることはご承知のとおりです。

このようなパラダイムシフトの影では、自動車部品を製造する企業の淘汰が現実味を帯び、生き残りをかけた熾烈な競争が発生しますが、そこにおいても知的財産権は有効な武器となり得ます。他者との差別化を明示できるからです。

以下に、企業の知財活動を側面からサポートさせて頂いている中で、時折よぎる所感を交えながら、経済活動における知財関連分野での留意事項を、いくつか挙げたいと思います。

【発明】

- ・発明の効果は、自社製品に関するものに限定されるものばかりではありません。
- ・高い汎用性のある技術は、権利範囲を広めに設定する必要がありますが、発明者の視点

だけでは自社製品分野に限られた請求範囲になりがちです。

- ・そのため、特許事務所など高い専門性を有し、客観的に判断できる外部からのアドバイスが欠かせないと考えられます。
- ・また、自社が長年培った技術を、全く他業種で応用技術として昇華させることで、活躍目覚ましい伝統企業が近年増えているように見受けられます。例えば、和傘技術をランプシェードに展開することで、美しくも機能性を備えた商品を実現し高い評価を得ている企業も有ります。伝統的な技術であっても、応用する技術分野が異なることで、特許として権利化を図り、事業優位性の貢献に繋がることもあります。

【意匠】

- ・意匠は近年その重要性が見直され、各企業においても出願することが多くなっています。
- ・特許技術としては十分な保護が難しいと考えられる製品を、出願変更や併行出願などによって意匠の側面から保護することも検討に値します。
- ・量産可能な応用美術品においては、公示力を有するため、著作権と並んで意匠権としての保護を求めることで、他者の模倣やデザイン開発を牽制することも可能となります。
- ・自社製品の実施を単に担保するという観点だけの出願では、自ずと狭い権利範囲に終結する傾向にあります。
- ・関連意匠や部分意匠の制度を活用することにより、市場における高い独占率を有するための布石とすることができる可能性があります。
- ・秘密意匠制度を活用することにより、デザインの権利化と公開タイミングを調整することが可能で、適切な上市時期を確保することも可能です。

【商標】

- ・商品名やサービス名として顧客誘引力の有る魅力的なマーク（文字、図形、記号など）を採択する過程では、自ずと他者の商標と近似する可能性があり、それらが登録されていたり、著名である場合は自社の登録や使用に問題が生じ得ます。
- ・また、識別力を本来備えないマークを採択した場合、周知性・著名性といった条件をクリアしない限り、商標登録が認められない場合が多く、登録できたとしても一般名称化との闘いに苦しむことが有ります。
- ・そのため、専門家の観点からのアドバイスを取り入れて、ブランディングや商品訴求に魅力的なマークであり、かつ、商標登録が可能なマークを事前に調査した上で、出願して権利化を図るなどのケアが必要と考えられます。
- ・商標権は一定の要件を満たした上で更新する限り、半永久的に活用できる強力な権利であり、ブランディング戦略を土台で支える大きな拠り処となり得ます。

【知財全般】

- ・発明や意匠において権利化のために、新規性・進歩性（or 創作非容易性）などの要件が

求められることを、出願人自身が知らない場合が少なからずあります。

- ・そのため、出願までは原則、公開・発表を控えるという特許業界における常識は、まだまだ浸透していないと感じることがあります。
- ・他者との連携において、他の契約合意事項と同じか、それ以上に知財分野の取り決めは重要です。今後起こり得る可能な限りの状況を想像しつつ、互いが前向きに共創できるような内容を熟考する必要があります。

4. 国内市場における糸口

資金が潤沢にある一部企業を除いて、資力は日々の事業への投資で精いっぱいであることがおおたの現状と思われる。更には株主への配当や従業員の給与分配の向上など、企業の存続と発展に必要な施策も待たないという状況に置かれていることでしょう。

その他、企業を営む上で支出される必要経費も次々と押し掛かる中、ましてや知的財産権という、一見すると「保険／付加価値」と思われがちな、すなわち日々のやり繰りには必須と言えない「無体財産の権利化」については、目が向きにくいのも事実であります。

一方、そのような企業に出資する金融機関にとっては、出資先の事業が軌道に乗り、順調に拡推移すればするほど、収益性が向上する傾向になります。

金融機関は、出資先の資力を根本的に高めるために、出資先が本来培ってきた技術力や、ブランド力に注目した支援を行うべきだと言えます。

技術力を特許や意匠で、ブランド力を商標や意匠において登録し権利化することは、自社商品の高付加価値化の実現、商談における交渉力の強化等に繋がり得るものと言えます。その知的財産の発掘や適切な保護活用には、専門知識と経験を有した専門家との提携が欠かせないと考えます。

東大阪市や大田区以外にも中小製造業集積地として、その優れた技術力の結集で名を馳せているエリアも全国各地にあり、その蓄積や地の利を活かした浮上策には、行政の後押しも欠かせないものとなります。

一方、避暑地や里山地区など、従来の感覚からすると意外な場所にオフィスを構える IT 企業等も出現し始めており、自然と向き合うことによるアイデアの創出を実現しています。

通信インフラが整備された故のこの現象は、多様性がごく自然に求められ始めた時代にあって、促進されることはあっても、歯止めがかかることはないと思われます。

共創で多様性が益々進む環境変化の中で、オープン・クローズ戦略の見極めが、より重要なファクターとなります。自らのスタンスをきちんと把握し、知的財産と共に営業秘密や各種契約の適切な管理運用の必要性が更に高まってきます。

5. 海外市場における糸口

近年、日本の個人や零細・中小企業等が海外の見本市などに出展し、高い評価を得て、新たなビジネスの糸口を見出しているケースをしばしば耳にします。

通信インフラや交通網の整備が行き渡ることで、2000年代に入ってから、日本から海外への進出は衰えを知りません。「良いものを作り、世界に打って出たい」という潜在的な希望や計画をもった企業を含めると、相当数に上るものと考えられます。

但し、留意しなくてはならないのは、海外でも知的財産権網がその国情に合わせて構築されているということです。当該国での自社事業が軌道に乗りかかった矢先に、知財トラブルを理由に停滞や進路変更を余儀なくされるケースも既に散見の域を超えています。

各国における知財制度は様々であって、日本国内の常識や基準とは異なる運用がなされているケースは、先進国、途上国を問わず、想像以上に多岐にわたります。具体的には、商標の使用事実がなければ登録商標であっても権利行使できない国や、実質的な審査は行われず権利化は容易であるものの、第三者からの異議申立や無効請求等が日常的に行われる国など、各国ごとの実情を把握することは、対象国での事業の先行きを左右する重要事項です。

また、意匠の新規性判断が未だ国内基準であることを奇貨として、国外で見聞したデザインを盗用出願可能な国や、日本企業を狙い打ちにした商標の冒認出願が盛んな国などもあり、「知財を取りたいときに取れない」、「他者の不当な権利によって事業に支障をきたす」という声は少なからず、漏れ聞くことがあります。

一方で、特許では「PCT出願」、商標では「マドプロ出願」、意匠では「ハーグ協定に基づく出願」といった国際出願制度を利用する事ができる国が増えています。これらの制度を利用することによって、方式の統一によるメリットを享受できるだけでなく、商標や意匠の場合には、外国代理人の費用を一切省略できる可能性が有る点でも魅力的な出願です。

但し、現地代理人を介さずに登録を得た場合には、登録後の当該国での法改正等について当然に通知はされず、権利に係る期限管理等は出願人側にのみ負担が生じることとなります。また、当該国の運用基準を考慮しない内容で出願した結果、拒絶理由通知等を受けて、中間処理を現地代理人に依頼する必要性が生じると、これらの制度活用の意義が減殺されることとなります。このあたりも、各国の知財事情に通じて、現地代理人とのパイプが太い専門家へ相談することで、一定のリスクヘッジが可能になってくるものと考えます。

以上、知財の側面から、企業発展、ひいては地域活性化に資すると思われる参考例やヒントを書き連ねましたが、少しでもお役に立つことがあれば幸いです。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

法務部

弁理士 池田 抄太郎 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : iplaw-tyk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊社総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊社法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

以 上